

「青森県・黒石市」連携融資制度

黒石市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補助を行います。

◆1. 黒石市内で創業する方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(1)「県内で中小企業者として創業する事業」）に該当する方のうち、市内で新たに事業を開始しようとする方、又は市内で事業を開始して5年に満たない方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆2. 法令等に基づく認定又は国や県等による補助金の採択を受けた事業に取り組む方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(4)「法令等に基づく認定又は国や県等による補助金の採択を受けた事業」）に該当する方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆3. 新分野へ進出する方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(5)「新分野進出を図る取組み」）に該当する方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆4. 雇用創出を伴う事業に取り組む方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(9)「常時使用する従業員を新たに2人以上（新型コロナ離職者を含む場合は1名以上）雇用する計画の事業」）に該当する方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◆5. 生産性向上を図る事業に取り組む方

- ◎対象者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(10)「生産性向上を図る事業」）に該当する方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受け、県の補助要件を満たす場合は、県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助）

◆6. 働き方改革を推進する事業に取り組む方

- ◎対 象 者 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(11)「働き方改革を推進する取組」）に該当する方で、市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（据置き1年以内）
- ◎補 助 内 容 信用保証料を全額補助（あおり働き方改革推進企業認証制度による認証を受け、県の補助要件を満たす場合は、県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助）

◆7. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方

- ◎対 象 者 青森県経営安定化サポート資金（別添チラシ(3)「災害枠」）に該当する方のうち市内に住所を有し、かつ事業所を有する方。市税等の滞納がない方。
セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用したもの。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転・設備10年以内（据置き2年以内）
- ◎補 助 内 容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

<お問い合わせ先>

- 信用保証料補助に関すること… 黒石市商工課商工振興係 電話0172-52-2111（代）
- 青森県特別保証融資制度に関すること … 青森県商工政策課 電話017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ & A >

「1. 青森県・黒石市」連携融資制度すべてに共通する考え方について（1,000万円を超える融資）

Q1. 融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間7年（うち据置期間1年以内（災害枠については融資期間10年（据置期間2年以内））」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間7年（災害枠については融資期間10年（据置期間2年以内））」を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

「2. 青森県・黒石市」連携融資制度すべてに共通する考え方について（市外での事業展開）

Q2. 黒石市内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が黒石市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

「3. 雇用創出を伴う事業に取り組む方」について

Q3. 雇用条件を満たすかどうかの判断はどのように行われるのですか？

A3. 当該制度により融資を受けた方は、融資実行後、県に対し、雇用状況について報告する義務があります（融資実行後、県から報告を求める文書を送付します。）。この報告により県が雇用条件を満たしているかどうかの判断をします。報告を怠ったり、雇用条件を満たさなくなった場合は融資利率が変更（引上げ）となりますのでご注意ください。

※雇用条件などの詳細は、こちらのHPでチラシや取扱Q&Aをご覧ください。

「『選ばれる青森』への挑戦資金のご案内」<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marucho.html>

連携融資制度の利用手続きについて

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補助対象者であることを確認できる書類（市税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）が必要となりますので、事前に電話等でご確認ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、あすか信用組合、青森県信用組合、商工中金